

○八王子環境フェスティバル事業負担金交付要綱

改正 平成15年4月25日

平成16年4月26日

平成31年4月1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、八王子環境フェスティバル実行委員会が行う八王子環境フェスティバル事業において、八王子市がその経費の一部を負担することについて、補助金等の交付の手続等に関する規則（昭和35年八王子市規則第19号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象団体)

第2条 負担金の交付対象となる団体は、八王子環境フェスティバル実行委員会（以下「実行委員会」という。）とする。

(交付対象事業)

第3条 負担金の交付対象となる事業は、実行委員会が行う八王子環境フェスティバル事業とする。

(負担金額)

第4条 負担金の額は、700,000円とする。

(交付申請)

第5条 実行委員会は、交付対象事業を実施しようとする場合は、第1号様式（様式略）による負担金交付申請書に必要な書類を添えて、事業実施の15日前までに市長に提出するものとする。

(交付決定通知書)

第6条 規則第7条に規定する補助金等の交付の決定の通知は、負担金交付決定通知書（第2号様式（様式略））による。

(実績報告書)

第7条 規則第12条に規定する実績報告書は、負担金交付事業実績報告書（第3号様式（様式略））による。

(確定通知書)

第8条 規則第13条に規定する補助金等の額の確定の通知は、負担金確定通知書（第4号様式（様式略））による。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、負担金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(見直し)

第12条 この交付事業は、4年毎に補助金制度見直し方針に基づき見直しを行うものとする。

附 則

この要綱は、平成15年4月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年4月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。